

## 消費税率引き上げに伴う配分金の見直しについて

シルバー人材センターが発注者から受注した仕事を、会員に請負や委任により提供することは、センターから会員に役務の提供を受けることとなり、この役務の提供の対価としてセンターから会員に支払われる配分金は「課税仕入れに係る支払対価の額」に該当し、消費税が含まれています。

平成26年4月1日から消費税率が現行の5%から8%に引き上げられるため、消費税率8%を含んだ配分金へと時間単価を見直しますのご承知ください。

例① 配分金 現行(消費税5%)の単価 800円 ⇒ 変更(消費税8%)後の単価 823円
---

例② 配分金 現行(消費税5%)の単価 1050円 ⇒ 変更(消費税8%)後の単価1080円
--

例③ 機械代 現行(消費税5%)の単価 400円 ⇒ 変更(消費税8%)後の単価 411円
---

### ※税率引き上げ分の転嫁方法

現行単価を1.05で除し、税抜配分金額を算出。この金額に1.08を乗じ四捨五入した額が配分金の新単価となります。

☆会員は、消費税法上の「事業者」であり、「納税義務者」に当たりますが、基準期間における「課税売上高」(受取配分金)が1,000万円以下であるものについては納税義務が免除されています。

☆配分金収入は、所得税法上「雑所得」に区別されます。

## シルバー派遣事業導入を計画

シルバー人材センターは、民間企業から委託・請負の形で受注した業務を、多くの会員に就業していただいております。この時、発注者から会員に対し指揮命令関係がある場合「偽装請負」となり労働法等に抵触する恐れもあることから、このような業務はお断りしているのが現状です。

公益法人に移行し、これまで以上に関係法令の遵守が求められるなか、指揮命令が不可欠な業務については、臨時的かつ短期的、軽易な業務に係る就業の範囲で、シルバー派遣事業を導入し、適切に処理していくことが必要です。シルバー派遣事業の導入は、会員の多様な就業ニーズに応え、高齢者が「生涯現役」として活躍できるよう、就業機会の拡大・確保が期待できます。

当センターでは、26年度から導入を計画し、県シルバー人材センター連合会が実施する一般労働者派遣事業の「実施事業所」の届出、派遣元責任者の養成など準備を進めています。

県シ連合会 〈派遣元事業主〉
-------------------

シルバー人材センター 〈実施事業所〉
-----------------------

派遣先
-----

会員
----

### お知らせ

※3月分の就業報告書は早めに提出してください。

※26年度の会費(互助会費含む)は、4月14日(月)から事務所で納入願います。

